

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	取消年月日
有限会社広瀬工務店 広瀬 幸弘	黒川郡大和町吉岡南2丁目 14-10	(般-03) 第8993号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	令和5年8月22日
株式会社斎毅商会 斎藤 毅一郎	仙台市青葉区大町一丁目2-1 ライオンズビル8階	(般-30) 第19870号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業	令和5年8月22日